

## 試験実施機関の取組状況等について

### 1 試験実施国の拡大に向けた取組

#### (1) カンボジア

労働省訪問及び労働大臣との面会（2020年3月）や、労働省とオンライン会議を実施した（2020年1月）ほか、駐日カンボジア大使館を訪問した。

#### (2) インドネシア

海外労働者保護庁及び労働省の訪問（2020年2月）や、海外労働者保護庁とオンライン会議を実施した（2020年10月）ほか、現地送り出し機関とオンライン会議を実施した。

#### (3) ベトナム

現地会員企業とオンライン会議を実施した。

### 2 円滑な技能試験の実施に向けた取組について

海外ではビルクリーニング業への認知度・理解度が低いこと、またビルクリーニング特定技能評価試験は作業試験を行うことから、日本から関係者が現地へ渡航し、日本におけるビルクリーニング業の説明や試験会場候補の見学等が不可欠である。このような状況を踏まえ、日本におけるビルクリーニング業に関する紹介動画を作成し、機会をとらえて動画を活用した広報等を行った。

参考：<https://www.youtube.com/channel/UCSONZE7BBz36nMRKmW4u-eQ>

### 3 特定技能制度に対するビルクリーニング業界からの意見

#### (1) 日本語能力に関する試験について

国外での日本語能力に関する試験は、申請受付開始後すぐに定員に達してしまうなど受験できない状況が続いているため、試験日数の増加や認められる日本語試験の種類を増やしてほしい。

#### (2) 水際対策について

外国から特定技能外国人を受け入れる際、国から要請される水際対策（入国後の宿泊施設等での待機や、公共交通機関の使用不可など）を徹底するため、特定技能外国人の宿泊費や移動用のレンタカー費用等を、企業等が負担しているが、その負担が大きい。

#### (3) フィリピンからの特定技能外国人受入れについて

フィリピンから特定技能外国人を受け入れる際、受入機関は POLO に POEA への登録申請を行う必要があるが、POLO の審査に非常に時間がかかる。